

デジタル時代の議会図書館

村上正志

- ① インターネット情報源の増加と検索技術の発達で、図書館の利用は減少したと言われている。一方、議会図書館には、議員サイドで解決できない調査を依頼してくるので、情報課題の難易度が高くなっている。議会の立法活動の高度化に対して、議会図書館は、調査員・司書の能力、豊富な情報源、情報提供サービス等を通じて貢献できる可能性がある。
- ② IFLA（国際図書館連盟）は『政府諸部門の図書館のためのガイドライン』を公表した。これは、発展途上国で図書館を設置する場合に役立ち、政府図書館の運営の指針となることを目指したものである。予算削減による政府図書館の縮小や閉鎖の危機への対応策も示されている。
- ③ 議会からの要請の高度化や情報環境の変化に対応するため、組織の再編が行われている。主題部門別にチーム編成にしたところもあれば、立法件数の急増に備えて、議会図書館から立法調査部門を独立させたところもある。
- ④ 図書館や類縁機関との協力関係では、対象となる組織の範囲を広げ、プロジェクト遂行など具体的目標を掲げて、組織間の協定や合意に基づくパートナーシップが重要となってきた。
- ⑤ 利用者ニーズを正確に把握する手段には、利用者調査のような直接的な評価方法もあるが、支持団体や図書館委員会を通じて、利用者との円滑な意思疎通を図ることも重要である。また、利用者の情報要求の程度に応じた類型化も役に立つ。
- ⑥ 議会情報について、議員とそのスタッフが自分で調べることを前提としたセルフヘルプサービスの概念が、議会図書館のシステム構築の基本方針となっている。同時に、議員等に対する情報技術の研修も重視されている。
- ⑦ 議会資料をデジタル化して、議会資料のアーカイブを作る計画が実施されている。インターネットで公開し、国民共有の財産とすることも目的の一つである。2か国で共同し、歴史を遡ってすべての議会資料をデジタル化した事例も報告されている。
- ⑧ 日々発生する議会情報を即時に提供するシステム、国政の重要課題について、主題別に項目を選定し、関連資料を一括して提供するシステムなど、立法活動で必要とされる情報を的確に伝えるシステムの構築が進展している。
- ⑨ インターネット社会との関わり方にも変化が見られる。議会図書館の中には、インターネット社会における市民の政治的な動きを、政治的議論の場と捉え、その条件の整備を自らの役割と考えるところが現れた。インターネット社会における議会図書館の役割について、今後の議論が必要であろう。

スコットランド議会とスコットランド国民党

渡 辺 樹

- ① 1999年のスコットランド議会の創設は、英国憲法改革の一環として紹介されることが多いが、本稿では、2007年のスコットランド議会選挙において、スコットランド国民党が勝利し、政権を担当する事態を受けて、スコットランドに焦点を当てて捉えることを試みた。
- ② はじめに、スコットランド議会設置にいたる近年の動向を要約的に述べる。1979年の住民投票時の「スコットランド議会 (Assembly)」の位置づけが、1997年の住民投票では「スコットランド議会 (Parliament)」に変わったことに注目し、その間のスコットランドにおける市民的諸団体を巻き込んだ運動の広がり言及した。民間団体の提案は、議会の運営における委員会の地方開催や、議会選挙において、男女の当選可能な候補者数を均一化する提言を政党が受け入れるなどの成果を挙げている。
- ③ 次に、今回のスコットランド議会選挙で第一党となった、スコットランド国民党の歴史と独立をめぐる政策的な取り組みを、主にペーター・リンチ教授の“SNP, The History of The Scottish National Party”に依拠しつつ跡付けることを試みた。
- ④ 前史として、スコットランド・ナショナリズムを主張する様々な団体・政党の集合離散を経て、スコットランド国民党が形成されるまでを概観した。同党の形成は、民族主義者の大同団結による政治勢力の拡大を狙ったものであったが、支持は思うように伸びなかった。
- ⑤ 1960年以前の同党は、資金難・人材難の中で、選挙に多くの候補者を擁立するだけの実力を蓄えることができなかった。また、党の方針の曖昧さや、分裂とその結果成立した他の民族主義団体との競合により、民族主義者の支持も拡散した。
- ⑥ 1960年以降、政党としての組織が確立され、また、北海油田の企業化等スコットランド経済自立の展望が描けるようになり、党の支持が上昇し始めた。1970年代に、同党は総選挙で複数の議員を当選させ、中央政界で存在感を高めたが、党組織にそれを担う力量が欠けており、住民投票での敗北と、その後の政治指導の誤りにより、一気に凋落することになった。
- ⑦ 1980年前後の党内闘争を経て、中道左派路線が定着し、「ヨーロッパにおける独立」という位置づけの下に党勢が回復した。1990年以降は、スコットランド議会開設の機運が盛り上がる中で、労働党との駆け引きを乗り切り、独立を主張しつつ、権限委譲による議会開設を支持する立場を貫いた。
- ⑧ 1999年のスコットランド議会開設から、3回の選挙が行われた。2007年5月の選挙で勝利した同党は、4年以内に独立のための住民投票を実施することを公約にしている。サーモンド政権と独立問題の行方が注目される。

オーストラリア連邦議会下院選挙区の較差是正制度

松 尾 和 成

- ① 較差是正の具体的方法は、小選挙区制を採用している国と比例代表制を採用している国の2つに大別することができる。前者では各選挙区の定数は一人であるので、選挙区の境界を変更してその人口（又は有権者数）を調整すること（再区画）により、後者では、選挙区の境界には手を付けず、選挙区の人口等に応じて定数を配分し直すこと（再配分）により、較差是正が行われる。前者でも連邦制の国では、まず州などの連邦の構成単位にその人口等に応じて定数を再配分し、次に各構成単位内で再区画を行うという2段階に分けて較差是正がなされる。較差是正に対する議会の関与という点からみると、再区画に関しては、a再区画案の作成から新しい区割りの決定までを議会が行う国、b再区画案の作成は議会以外の機関が行う国、c再区画案の作成も新しい区割りの決定も議会以外の機関が行う国の3タイプに分類できる。先進国で小選挙区制を採用している国のなかでは、イギリス、アメリカの各州、ドイツなどbの方式が主流となっている。

本稿では、再区画案の作成も新しい区割りの決定も議会以外の機関が行う国の例としてオーストラリアを取りあげ、その連邦議会下院選挙区の較差是正制度について述べる。

- ② 下院選挙区の再区画は、すべてのオーストラリア国民が議会において等しい代表を享受することを保障するため、周期的に実施される。1983年以降、次のような状況が発生した場合は、再区画が開始される。
- 州又は特別地域から選出される下院議員の数に変更が生じたとき（人口上の変化）
 - 州又は特別地域内で、その3分の1を超える選挙区が連続する2か月を超えて選挙区あたりの平均有権者数から10%を超える乖離を生じているとき（不当区画）
 - 直近の再区画の実施から7年が経過したとき

本稿では、2003年に実施された再区画を例にとって再区画の手続を説明する。

- ③ 連邦の選挙に関する最初の連邦法が制定された1902年以来、1918年選挙法が1983年に大改正されるまでは、選挙関係の法律には比較的に変動がなかった。現行の再区画制度を作り出した1983年の大改正の改正を中心に、その前後の期間の再区画に関する法律の変遷をみる。
- ④ 1901～1984年までの間、再区画から次の再区画までの平均期間は8.8年であった。1983年の改正の結果、再区画の実施頻度が高められ、1984年以降この期間は最長でも7年に短縮された。また、1901年から2003年までの較差の推移を見ると、これまでの最大の較差を示しているのは、1901年のニューサウスウェールズの1.6078倍である。連邦法制定後は、1973年選挙法までは、許容較差は、1.5倍、その後は1.2222倍に縮小されているが、この厳しい数値的制約をよくクリアしている。

主要記事の要旨

米本土における基地機能の移転・再編と地域及び環境への影響 —艦載機部隊移転・NLP施設建設計画をめぐる動きから—

鈴木 滋

- ① 在日米軍再編に関する日米合意により、艦載機部隊の岩国基地への移転と、恒常的な夜間離発着訓練（NLP）施設の選定が決定された。しかし、艦載機部隊の移転に対して、地元自治体の反応は一様ではなく、NLP施設の選定も、現段階では不透明な状況にあることから、これらの問題は、今後複雑な展開をたどることが予想される。
- ② 米本土の東海岸でも、これと類似した問題が持ち上がっている。周辺の市街地化による騒音被害や訓練の制約により、ヴァージニア州オシアナ基地からフロリダ州への艦載機部隊移転問題が浮上した。一方、これより先に、海軍は、オシアナ基地周辺での騒音被害緩和のため、ノース・カロライナ州でのNLP施設建設計画を決定した。
- ③ ヴァージニア州は、艦載機部隊を地元を引き留めるため、市街地化問題の対策に乗り出した。移転受入れに積極姿勢をみせるフロリダ州との間で、「誘致合戦」が展開されることとなるが、国防総省がヴァージニア州の市街地化問題に対する解決策を不十分と判定したことで、オシアナ基地は、存続の危機に直面することとなった。
- ④ フロリダ州では、地元経済への悪影響や騒音被害への懸念から、住民の間に移転反対論が強まり、関係自治体は受け入れ計画を撤回した。その後、移転推進を唱える市民団体の働きかけで実施された住民投票では、受け入れ反対派が勝利したため、フロリダ州への艦載機部隊移転計画は頓挫した。この結果、オシアナ基地は、当面存続するものとみられるが、市街地化問題を抜本的に解消する目処は立っていない。
- ⑤ 一方、周辺地域の生態系への悪影響を懸念する環境保護団体は、ノース・カロライナ州でのNLP施設建設計画に反対し、地方裁判所に建設差止訴訟を提起した。地方裁判所は、海軍の環境影響評価は適正でないとして、原告の訴えを認め、建設差止を命じる判決を下した。海軍は控訴したが、控訴裁判所は、大筋で地方裁判所の判断を支持した。
- ⑥ 海軍は、判決を受けて、再度環境影響評価を実施し、その結果報告を発表したが、評価手法が恣意的で客観性を欠くとの批判を受けた。ノース・カロライナ州政府や地元選出国會議員も、現行計画に対する反対姿勢を強め、連邦議会下院は、建設計画関連予算の凍結法案を採択した。NLP施設建設計画の将来像は、不透明さを増しつつある。
- ⑦ 米本土における事例は、我が国の米軍再編問題にも大きな示唆を投げかけている。今後は、市街地化問題への長期的な検討や、施設の移転・建設計画をめぐる適切な環境影響評価の実施、住民に対する説明責任の厳格な履行などが課題となるであろう。

主 要 記 事 の 要 旨

EUにおける著作権保護期間延長の経緯について

南 亮 一

- ① 1993年に制定された「著作権及び特定の関連する権利の保護期間を調和させる理事会指令」は、EU加盟国に対し、著作権の原則的保護期間を著作者の死後70年までとするよう義務づけている。
- ② この指令が制定されたのは、1987年7月1日に発効した単一欧州議定書において、1992年末までの単一市場の実現が至上命題とされ、著作権分野においても単一市場の完成のための制度づくりが必要とされたためである。
- ③ EC委員会では当初、EC域内における著作権の保護期間の調和はそのために必要となるとの認識ではなかった。しかし、1989年の「パトリシア事件」に係るEC裁判所の先決的判決において、著作権の保護期間の不均衡が著作権分野における単一市場の完成の障壁となるとの指摘を受けたことから、1991年にEC委員会は、EC域内における著作権の保護期間の調和に関する指令の制定を行動計画に盛り込んだ。
- ④ 1992年、EC委員会は、この行動計画に基づき、EC域内における著作権の保護期間の調和に関する指令の提案を作成した。その中で、原則的保護期間の調和のあり方につき、短い保護期間で調和をすると経過措置の期間が長期化し、それまでEC域内での著作権分野における単一市場が完成されないという判断のもと、著作者の死後70年という、長い保護期間の調和を選択した。
- ⑤ この選択は、経済社会評議会や欧州議会の一委員会、学者などの反対意見にもかかわらず、欧州議会においても支持され、1993年の指令においても採用されることとなった。
- ⑥ このように、EUにおいて著作権の原則的保護期間が採用されたのは、EU域内統合という大きな政治的課題を達成するためであり、EU全体の著作権の保護期間を延長させることが必要との判断からではなかった。
- ⑦ 日本での議論においても、欧米の水準に合わせるという主張をするのであれば、このような経緯を踏まえて行うべきであろう。